

福祉の資格

福祉の施設や事業所には、配置しなければならない職員の数や職種が定められており、特に配置される職員に専門性が求められる場合については、資格要件が決まっていることもあります。今日では福祉の仕事に就くにあたり、資格取得を応募の条件とすることは当たり前のことになっています。将来の仕事に向けて、「必要な資格は何か」を良く見極めることが大切です。

介護福祉士 国家資格 介護福祉士は、身体や精神の障害があることにより日常生活を営むことに支障のある人の心身の状況に応じて入浴、排泄、食事など生活上必要な介護を行い、また、介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格です。	介護支援専門員（ケアマネジャー） 介護支援専門員は、介護保険制度において、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）、および介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型病床群等）で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や福祉サービスのコーディネートを行う専門職です。
社会福祉士 国家資格 社会福祉士は、身体や精神の障害あるいは環境上の理由などにより日常生活を営むことに支障のある人の福祉に関する相談援助を行う専門職の国家資格です。相談援助関係職員の実際の求人では社会福祉士資格取得を条件としたものが増えています。	看護師 国家資格 看護師は、傷病者等の療養上の世話または診療の補助を行う専門の国家資格で、社会福祉施設の多くに配置されています。また、通常は医療分野に分類される訪問看護などの福祉サービスと非常に密接な連携関係にある仕事にも従事しています。
精神保健福祉士 国家資格 精神保健福祉士は、精神障害者の保健や福祉についての専門知識・技術に基づき、精神障害者の社会復帰についての相談援助を行う専門職の国家資格です。精神障害者の社会復帰のための相談、退院後の住居や再就労の場の選択等についての助言・指導、日常生活への適応のための訓練を行います。	管理栄養士 国家資格 管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受け、管理栄養士の名称を用い、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導を行う専門職です。 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設においては、利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行います。
保育士 国家資格 保育士は、児童福祉施設で子どもたちの保育にあたります。専門的知識・技術をもって、児童の保育及び保護者に対する保育に関する指導を行います。	理学療法士（PT） 国家資格 理学療法士（PT）は、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、筋力の増強などの運動療法、温熱・電気などを使った物理療法を中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図る専門職の国家資格です。
実務者研修 主に介護職の方が働きながら学び、ステップアップできたり、これから介護職になろうとする方が幅広い知識・技術を修得できる研修です。 なお、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー1級課程）は、平成25年から「実務者研修」と一本化されました。 また、介護職員の質の向上とキャリアアップの仕組みを整備するために、法律改正により、平成27年度の介護福祉士国家試験の受験から、実務経験3年に加え、6ヶ月の実務者研修の受講が必要となりました。（450時間） ※平成24年までに介護職員基礎研修、訪問介護職員養成研修（ホームヘルパー1級課程）等修了者については一部の科目が免除されます。	作業療法士（OT） 国家資格 作業療法士（OT）は、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、工作や手芸などの作業、生活動作の訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防を図る専門職の国家資格です。
介護職員初任者研修 主に高齢者や障害者の自宅を訪問して、介護や生活援助のサービスを提供する仕事に従事することができる研修です。 なお、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー2級課程）は、平成25年度から「介護職員初任者研修」に変わりました。（130時間）	言語聴覚士（ST） 国家資格 言語聴覚士（ST）は、何らかの原因で言語障害や難聴、失語、言語発達遅滞など言語・聴覚の障害をもつ人に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障害の軽減を図る専門職の国家資格です。
	視能訓練士 国家資格 視能訓練士は、視力の機能に障害を持つ人に、視能検査や機能回復のための視能矯正訓練を行う専門職の国家資格です。

※資格の取得方法などの詳細はWEBサイト「福祉のお仕事」で確認しましょう。 <http://www.fukushi-work.jp/navi/shikaku.php>